

学校経営のポイント

“地震防災対策特別措置法”の一部改正案

若井 彌一

中国・四川省の大地震関連の報道が、量的に急減しているようである。海を隔てているとはいっても、隣国の大惨事をもっと継続的に報道していくことが必要なのではと思う。それはともかく、今回は、わが国の国会の動きを取り上げておきたい。

“地震への備え”が国会で進む

小さな扱いではあるが、6月7日付け『朝日新聞』社会面で、「学校耐震 法改正案、衆院を通過」の見出しで 地震防災対策特別措置法の一部改正案が、6月6日の衆議院本会議で可決されたことが報じられた。

この法案提出には、「自民、民主、公明の3党が合意し、他の野党も同意」ということなので、参議院でも可決されることが確実であろう。

地震、風水害等の自然災害は、時として人智を越えたスケールで襲ってくる。四川省大地震も、その例ということになる。しかし、地震や風水害の発生そのものを防ぐことはできないにしても、災害の被害程度を小さくするための備えをすることは可能である。

阪神大震災の年に、地震防災対策特別措置法は制定された(平成7年6月16日公布 法律第111号)。

同法第4条では、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について定めているが、同条別表によれば、「公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強」を行う事業の場合には、国の負担割合は2分の1とされている。

今回の改正法案では、これを3分の2に引き上げることのほか、公立幼稚園も対象に含める、や

むをえず改築をする場合の国の補助率を、現行の3分の1から2分の1に引き上げる、耐震診断の実施とその結果の公表を市町村に義務づける、私立小・中学校についても配慮する、等が主な改正内容とされている(前掲『朝日新聞』による)。

隣国の大惨事を教訓として、国家財政が逼迫している状況下にあっても、なお、学校建築の補強工事にかかる国の経費負担の割合を引き上げることを決断した国会議員の見識は、積極的に評価されてしかるべきであろう。

地震関連報道の“教育的活用”を図る

6月7日の『産経新聞』の「朝の詩」欄に、「四川大地震で」というテーマの詩が紹介されていた。

「押し潰されたコンクリートの下で 生まれて3ヶ月の乳飲み子を 必死で抱きしめ そのいのちを守った母は あの青空遠く去り 携帯に残された言葉は『あなたが生き延びてくれたなら 私はずっとあなたを愛していることを忘れないでね』全世界の涙を誘った」(作者・佐々木直 選者・新川和江)。

生命の尊さと、親の子に対する愛情が解説抜きで伝わってくる。このような素材は、地震関連の報道にたくさん含まれている。

6月6日の報道では、四川大地震の死亡者数は69,130人に達し、17,000人余りが行方不明の状態であるという(6月6日付CRI ニュースによる)。

これほどの大惨事を過ぎ去った過去とするのではなく、生命の重さ、尊さを感じ、考えさせるうえで教育的に活用することも、大切な取組みのように思われる。

(わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長)

●最新刊! ●4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制の導入等へ万全の対応を! 教育開発研究所

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5判 370頁 定価 3570円

■緊急出版! 5月16日発売!

工藤文三【編】B5判 220頁・定価 2,520円

『小学校・中学校 新学習指導要領 全文とポイント解説』